

第3章

給水装置工事の手続き

第3章 給水装置工事の手続き

3.1 給水装置工事の申込みと設計審査

給水装置工事の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、指定工事業者を選定し、管理者に申込みものとする。（条例第10条）

また、指定工事業者は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受けなければならない。（条例第12条第2項）設計審査は、設置する給水装置が構造及び材質の基準並びに倉吉市上下水道局の基準に適合している工事であることを承認するために行う。

ただし、次の工事については別に取り扱う。

(1) 修繕工事

修繕工事（第1章1.4(6)）については、給水装置工事を口頭で申し込むことができる。（条例第10条第1項ただし書き）

(2) 軽微な変更

規則第13条で定める「給水装置の軽微な変更」（第1章1.4(7)）については、給水装置工事の申込み、設計審査及び検査は求めない。また、工事を行うものを指定工事業者に限定しない。

(3) 貯水槽水道工事

貯水槽水道（受水槽下流の給水設備）については、水道法で定める給水装置には該当しないが、維持管理又は災害時等に助言を行うことができるため、参考資料を添えて報告することが望ましい。特に貯水槽水道施設の増設等で使用水量が変わる場合は、給水装置の給水能力に影響があるため着工前の報告を求める。

3.1.1 給水装置工事の手続きの流れ

第10章10.4 「給水装置工事申込フロー図」に示す。

3.1.2 利害関係者の同意

管理者が必要と認めるときは、利害関係者の同意書等の提出を求める。（条例第10条第2項）利害関係者とは次のいずれかに該当するときとする。（規程第5条）

- (1) 第三者の給水装置から分岐して給水装置を設置しようとするとき。
- (2) 第三者の所有地を通過して給水装置を設置しようとするとき。
- (3) 第三者の所有地に給水装置を設置しようとするとき。

3.1.3 給水装置の工事又は管理に係る誓約

次のいずれかに該当するとき、工事又は管理に係る誓約書（様式一③）の提出を求める。

- (1) 自家用給水設備（地下水設備など）又は貯水槽水道設備などの給水設備の一部又は全部を直結直圧方式の給水装置として利用するとき。
- (2) 計画水量が量水器の計量範囲内にはあるが、水圧低下若しくは出水不良の恐れがある、又は正常な水圧若しくは水量があることが証明できないとき。
- (3) 給水装置に直結するスプリンクラーを設置するとき（第9章参照）
- (4) 特殊器具を設置するとき。
特殊器具とは次のものをいう。
 - ① 特殊器具下流の水質を変えるもの。（浄水器、活水器など）
 - ② 逆流した場合に水質に与える影響が大きいもの。（薬品類に係る装置など）
 - ③ 水圧の変動に影響を受けやすいもの。（タンクレストイレなど）
 - ④ その他、管理者が特殊器具と認めるもの。
- (5) その他、管理者が必要と認めるとき。

3.1.4 3階直結給水の事前協議

3階以上の建物に直結給水方式の給水装置を設置する場合は、給水装置工事の申込みを行う前に3階直結給水協議書（様式－⑤）を提出し、管理者の承認を受けなければならない。（第8章参照）

3.1.5 給水装置工事の申込みに必要な書類

指定工事業者は、申込みに必要なすべての書類を申込者及び関係者に説明し、了解を得た上で提出する。用紙の大きさは、指定されたものを除き日本工業規格A列4版とする。

- (1) **給水装置工事申込書**（規程様式第3号の1）
- (2) **給水装置工事設計書**（規程様式第3号の2、日本工業規格A列3版、又は4版）様式内に記載できない場合は別途添付。図面の作成については、第5章5.8参照。自己認証品を設置する場合は、自己認証（自己適合宣言）書を添付する。
- (3) **利害関係者の同意書**（3.1.2参照）
 - ① **支管分岐同意書**（様式－②）
第三者の給水装置から分岐して給水装置を設置しようとするとき。
 - ② **通過路線土地所有者の同意書**（規程様式第3号の1の内）
第三者の所有地を通過して給水装置を設置しようとするとき。
 - ③ **土地所有者の同意書**（規程様式第3号の1の内）
第三者の所有地に給水装置を設置しようとするとき。
- (4) **給水装置の工事又は管理に係る誓約書**（3.1.3参照）
 - ① **自家用給水設備又は受水槽設備から直結直圧方式へ切替え**（様式－③ア）
 - ② **水圧低下、出水不良**（様式－③イ）
 - ③ **住宅用スプリンクラー、特定施設用スプリンクラー**（様式－③ウ）

④ **特殊器具**（様式－③エ）

製品の構造図と構造及び材質の基準を満たすことを証明する書類を添付する。

⑤ **その他、管理者が必要と認めるもの**

(5) **受水槽設置台帳**（様式－④）

受水槽を設置するとき（第7章参照）。

受水槽の構造図と受水槽容量計算書（計画日使用水量計算書）を添付する。また、参考資料として受水槽下流の平面図を添付する。

(6) **量水器一覧**（様式－⑦）

共同住宅等の同一敷地内に使用形態（使用者、建物、用途等）の異なる専用給水装置(量水器)を設置するとき。※各量水器の給水装置工事申込書及び設計書は不要。

(7) **占用許可申請に関する書類**（適宜様式）

道路等を占用する場合。道路管理者等の指示に従う。

(8) **その他、管理者が行政手続き又は設計審査のために必要と認めるもの**

現況写真、公図、登記要約書、計画使用水量計算書、水理計算書など。

3.2 給水装置工事の取消し

給水装置工事を中止し、工事申込みを取消ししようとするときは、直ちに管理者へ届け出なければならない。（規程第6条第1項）

(1) **給水装置工事申込みの取消届**（様式－①）

3.3 加入金

給水装置の新設又は量水器を増口径する工事を行う場合、申込者は量水器の口径の区分に従い、工事申込みの際に加入金を納付しなければならない。（条例第32条の2第1項及び第2項）このうち、増口径の工事に伴い徴収する加入金の額は、新口径に係る加入金の額と、旧口径に係る加入金の額との差額とする。（条例第32条の2第1項ただし書）

なお、加入金は上下水道局が発行する「納入通知書」により、倉吉市公営企業出納取扱金融機関等又は上下水道局お客様センター窓口にて納入する。量水器の貸与は、納入が確認できた後とする。

また、既納の加入金は返還しない。ただし、工事を中止し、又は変更したときは、この限りでない。（条例第32条の2第3項）

3.3.1 加入金の減免

家屋の新築、改築、増築等の工事で使用する臨時用水に係る加入金は、免除する。

3.3.2 給水装置の廃止に伴う加入金の取扱い

既に所有する単一又は複数の給水装置を廃止し、単一又は複数の給水装置を新設しようとする場合は、新設しようとする給水装置に係る加入金の額の合計と、廃止しようとする給水装置に係る加入金の額の合計との差額を徴収する。

なお、当該措置は、給水装置を廃止した日から1年を超えない期間に限るものとする。

3.4 設計審査及びしゅん工検査手数料

指定工事業者は、条例に定める額の手数料を工事しゅん工後に納付しなければならない。(条例第33条)手数料は、しゅん工検査後、上下水道局が発行する「納入通知書」により、水道事業出納取扱金融機関等又は上下水道局お客様センター窓口にて納入する。

3.5 工事期間における給水契約

3.5.1 工事期間における給水申込

新設工事の期間中に当該給水装置で給水を希望する場合は、使用目的が当該工事に用いる飲用に使用しない場合に限り給水を認める。

3.5.2 工事完成後の使用者の切替え

工事期間中に工務店や指定工事業者で給水契約を行っている場合は、使用中止の届出を行い、しゅん工検査後に工事申込名にて給水申込みを行う。

3.5.3 給水契約に係る提出書類

(1) 給水申込み及び使用状況変更届 (規程様式第5号)

- ① 給水を開始するとき
- ② 給水を中止するとき
- ③ 給水装置を廃止するとき

(2) 給水装置使用者等変更届 (規程様式第8号)

- ① 給水装置使用者の契約内容(名義人、請求先など)を変更するとき
- ② 給水装置所有者の変更をするとき
所有を証明するもの(要約書、売買契約書など)を添付する。

3.6 しゅん工検査

しゅん工検査は、給水装置工事が適正に施工されたかを判断するもので、書類検査及び現地検査により、設置した給水装置が構造及び材質の基準並びに倉吉市上下水道局の基準に適合していることを確認する。給水装置工事が完成したときは、速やかにしゅん工検査申込みを行わなければならない。(条例第12条第2項)新設工事の場合は引渡し前の検

査を原則とする。

しゅん工検査は、その位置、構造、材質若しくは機能又は漏水の有無についてこれを行う。(材料工法規程第 15 条)

3.6.1 しゅん工検査（書類検査）

しゅん工検査の申込みに必要な書類については、維持管理に活用できるように心掛ける。用紙の大きさは、指定されたものを除き日本工業規格 A 列 4 番とする。

- (1) **給水装置工事しゅん工検査申込書**（規程様式第 4 号）
- (2) **給水装置工事設計書**（規程様式第 3 号の 2、日本工業規格 A 列 3 番）
施工の承認を受けた給水装置工事設計書に精算数量を記載したもの。
- (3) **工事状況写真**
 - ① **給水管分岐及び布設状況写真**（様式－⑥ア）
配水管から取り出しするとき。
取出部分の位置及び深さ、継手等の位置や構造、他の分水栓や配水管の継手との離隔が確認できるように撮影する。
 - ② **量水器設置状況写真**（様式－⑥イ）
量水器周辺を工事するとき。
1 次止水栓から 2 次止水栓までの給水装置を確認できるように撮影する。メーターボックス及び量水器のふたは開けた状態で流水方向が確認できるように撮影する。
 - ③ **埋設表示ピン設置状況写真**（様式－⑥ウ）
配水管から取り出しするとき。
 - ④ **水圧試験状況写真**（適宜様式）
公道部（配水管分岐箇所から量水器上流まで）
宅内部（量水器下流から末端水栓まで）
 - ⑤ **埋設表示シート設置状況写真**（適宜様式）
公道内に水道管を布設するとき。
 - ⑥ **敷地内水道管布設状況写真**（適宜様式）
敷地内に水道管を埋設するとき。埋設深さが確認できるように撮影する。
増設・改造工事の場合、既設管との分岐状況が確認できるように撮影する。
 - ⑦ **屋内水道管布設状況写真**（適宜様式）
屋内に水道管を配管するとき。
 - ⑧ **給水方式切替え状況写真**（適宜様式）
井戸や貯水槽水道から直圧方式へ切替えるとき。切り離し及び接続が確認できるように撮影する。
 - ⑨ **受水槽設置状況写真**（様式－⑥エ）

受水槽を設置するとき。建物との位置関係、有効容量表記が確認できるように撮影する。

⑩ **特殊器具設置状況写真**（適宜様式）

特殊器具を設置するとき。近景、遠景を撮影する。

- (4) **水圧試験チャート紙**（台紙に添付、写しでも可）
公道部と宅内部と2箇所
- (5) **占用工事に関する工事記録写真**（適宜様式）
占用工事をした場合。占用許可条件に従う。
- (6) その他、管理者がしゅん工検査のために必要と認めるもの。

3.6.2 水圧試験

給水装置のしゅん工検査における漏水の有無は、水圧試験により行う。（材料工法規程第15条第2項）水圧試験の適切な記録は、施工品質を証明するためにも重要である。

(1) **試験区間**

水圧試験は、次の二区間に分けて行う。

- ① 公道部（分水栓から量水器上流まで）
- ② 宅内部（量水器下流から末端水栓まで）

(2) **試験水圧及び試験時間**

0.75MPa以上、15分以上

(3) **水圧試験**

次のことに注意して記録する。

- ① 記録計、水圧計の補正を行った上で測定を開始する。
- ② 0.0MPaで開始又は終了し、チャート紙で0.0MPaが確認できる。
- ③ 水圧計の指針とチャート紙の指示が一致している。

(4) **水圧試験の状況写真**

次のことに注意して撮影する。

- ① 近景：水圧計の指針が0.75MPa以上であることが確認できる。試験装置の全体像が確認できる。
- ② 遠景：工事場所での試験であることが確認できる。
- ③ 給水装置と試験装置の接続が確認できる。

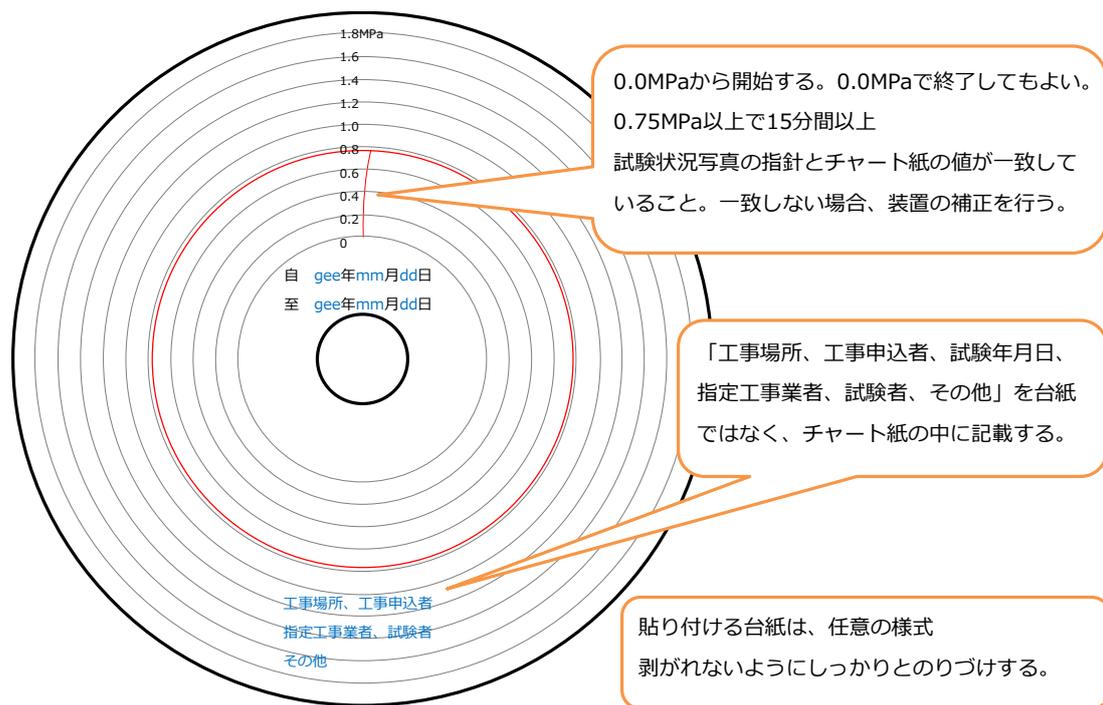
(5) **提出方法**

日本工業規格A列4番の台紙にのりで貼り付けて提出する。

写しでも可。その場合はカラーコピーに限る。

試験開始前に次の項目をチャート紙の余白に記載する。台紙には記載しない。

- ① 工事場所 ② 工事申込者 ③ 試験年月日
- ④ 指定工事業者 ⑤ 試験者 ⑥ 試験区間 ⑦ その他



3.6.3 しゅん工検査（現地検査）

管理者が認める場合は、しゅん工検査の立会いを求める。その際は、工事に選任された主任技術者が立会う。検査の結果、指摘を受けた箇所は、速やかに手直しを行い、再検査を受けるものとする。

量水器周辺を舗装する場合又は造成地等の代用配水管については、舗装施工前に管理者の検査を受けておくことが望ましい。舗装施工後に手直しがあった場合は、復旧の費用も高額になり、見栄えも好ましくない。

3.7 しゅん工後の維持管理

給水装置工事完了後に止水栓若しくは量水器(ボックス含む)の深さを変更し、又は構造物を設置し、給水装置の維持管理に支障が生じることのないように、施主及び建築工事業者等関係者に対して事前に説明する。

指定工事業者は、工事の記録を作成日より3年間保管することが義務付けられている。(規則第36条第6号)

指定工事業者は、しゅん工検査に合格した工事であっても、完了後6月以内に生じた故障については無償で修補しなければならない。ただし、その故障が不可抗力又は使用者の責めに帰すべき理由によると認められるものについては、この限りでない。(倉吉市水道事業指定給水装置工事業者規程第15条第1項)

指定工事業者は、しゅん工検査に合格した後、給水装置工事申込者に対し次の申請書類の写しを渡し、給水装置の維持管理に努めるよう説明を行う。

- ① 規程様式第3号の1 給水装置工事申込書
- ② 規程様式第3号の2 給水装置工事設計書(図面等含む)
- ③ 様式-②~⑤ 誓約書等

3.8 給水装置工事に係る各種様式

| 様式番号 | 様式の名称 |
|-----------|---------------------------------|
| 規程様式第3号の1 | 給水装置工事申込書 |
| 規程様式第3号の2 | 給水装置工事設計書 |
| 規程様式第4号 | 工事しゅん工検査申込書 |
| 規程様式第5号 | 給水申込及び水道使用状況変更届 |
| 規程様式第8号 | 給水装置使用者等変更届 |
| 様式-① | 給水装置工事申込みの取消届 |
| 様式-② | 支管分岐同意書 |
| 様式-③ア | 誓約書(自家用給水設備又は受水槽設備を水道直結直圧方式へ切替) |
| 様式-③イ | 誓約書(水圧低下又は出水不良のおそれがあるとき) |
| 様式-③ウ | 誓約書(給水装置に直結直圧で連結するスプリンクラー設備の設置) |
| 様式-③エ | 誓約書(特殊器具の設置) |
| 様式-③オ | 配水管寄付願 |
| 様式-④ | 受水槽設置台帳 |
| 様式-⑤ | 3階直結給水 協議書 |
| 様式-⑥ア | 給水管の分岐及び布設 状況写真 |
| 様式-⑥イ | 量水器設置 状況写真 |
| 様式-⑥ウ | 埋設表示ピン設置 状況写真 |
| 様式-⑥エ | 受水槽 設置状況写真 |
| 様式-⑦ | 量水器一覧 |